**平成２１年（フ）第３８３４号**
大阪府東大阪市加納７丁目23番３―610号
債務者　南　　和枝（旧姓照屋）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３９７４号**
大阪市浪速区戎本町１－８－８　クローバー・メゾン戎606号、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町１丁目54番２号　中村方
債務者　瀬﨑　　悟
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４３１３号**
大阪市生野区生野東３丁目10番22号
債務者　延山真奈美こと　杉岡真奈美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４４９１号**
大阪市福島区野田５―16―２　丸文野田コーポ407、住民票上の住所大阪市福島区福島７丁目13番２―601号
債務者　櫻井　佳澄（旧名重三）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４８３２号**
大阪市東住吉区鷹合４丁目14番40号
債務者　田中伊津美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４８３３号**
大阪市住之江区御崎１丁目10番21号　松田マンション101
債務者　山﨑　次郎
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４８９２号**
大阪市淀川区東三国２―11―14―404、住民票上の住所大阪市淀川区東三国３丁目10番３―325号
債務者　村上　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４９１３号**
大阪市平野区長吉六反５丁目８番18―204号
債務者　鍵岡　永子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５０２３号**
大阪府寝屋川市木屋元町11番15号
債務者　伊東　秀一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５０８６号**
大阪府寝屋川市太秦元町５番３号
債務者　楠元　由貴
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５１２８号**
大阪府守口市小春町９番２―402号
債務者　柾木　愉衣
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５１８５号**
大阪市西淀川区野里１丁目28番21号　アクティ塚本４－Ａ号室
債務者　大西　卓也
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５２９０号**
大阪府高槻市土橋町２番３号
債務者　大築　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５３１０号**
大阪市平野区加美東６丁目３番１―602号
債務者　大道純子こと　林　　志幸
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５３２９号**
大阪市平野区平野西５丁目５番20―202号
債務者　矢作　司郎
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５３５１号**
大阪市東淀川区豊新１丁目１番15―201号
債務者　溝川ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５３６７号**
大阪府寝屋川市豊野町21番17号
債務者　山本　　勝（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部